

障害等級 (労働能力 喪失率)	障害の状態	検討部会
第5級 (79%) 年金 185日分	小腸皮膚瘻 (瘻孔部の処理を頻回に行わなければならないもの)	腹部
	大腸皮膚瘻 (瘻孔の処理を頻回に行わなければならないもの)	
	人工肛門を造設したもの (パウチ等による維持管理が困難なもの)	
第7級 (56%) 年金 131日分	非尿禁制型尿路変向術 (パウチ等による維持管理が困難なもの)	泌尿器 生殖器
	高度な腹壁癒痕ヘルニア、腹壁ヘルニア、鼠径ヘルニア又は内ヘルニア (常時ヘルニア内容が脱出・膨隆するもの)	
	小腸皮膚瘻 (パウチ等による維持管理が困難なもの等)	
	大腸皮膚瘻 (パウチ等による維持管理が困難なもの等)	
	人工肛門を造設したもの	
	完全便失禁	
	胃の全部亡失 (ダンピング症候群及び逆流性食道炎があるもの)	腹部
	一側のじん臓を失い、高度のじん機能低下	
	尿禁制型尿路変向術 (禁制型尿リザボア)	
	非尿禁制型尿路変向術	
	持続性尿失禁	
	尿失禁 (終日パッド等を装着し、しばしばパッドの交換を要するもの)	
	両側の睪丸亡失	泌尿器 生殖器
	無精子症	
	両側の卵巣亡失	
	除細動器を植え込んだもの	胸部 (循環器)

胸腹部臓器の障害認定基準

障害等級 (労働能力 喪失率)	障害の状態	検討部会
第9級 (35%) 一時金 391日分	中等度の腹壁癒痕ヘルニア、腹壁ヘルニア、鼠径ヘルニア又は内ヘルニア (立位でヘルニア内容が脱出・膨隆するもの)	腹部
	脾臓の外分泌機能及び内分泌機能のいずれにも障害があるもの	
	肝硬変 (AST,ALTが基準値を超えない範囲にあるものに限る)	
	小腸切除による消化吸収障害 (残存空・回腸75~100cm)	
	小腸皮膚瘻 (常時パウチ等を要するもの)	
	大腸皮膚瘻 (常時パウチ等を要するもの)	
	高度の便秘	
	便失禁 (漏便により常時紙おむつの装着を要するもの)	
	胃の全部亡失 (ダンピング症候群又は逆流性食道炎があるもの)	
	胃の一部亡失 (ダンピング症候群又は逆流性食道炎があり、かつ、消化吸収障害があるもの)	
第9級 (35%) 一時金 391日分	高度のじん機能低下	泌尿器 生殖器
	一側のじん臓を失い、中等度のじん機能低下	
	高度の排尿障害	
	尿失禁 (パッド等の装着が必要であるが、パッドの交換までは要しないもの)	
	勃起障害	
	射精障害	
	癒痕による膣口狭窄	
心臓ペースメーカーを植え込んだもの	胸部 (循環器)	

障害等級 〔労働能力 喪失率〕	障害の状態	検討部会
第11級 (20%) 一時金 223日分	食道狭窄 (通過障害)	腹部
	腸管癒着 (週に1回程度腸管癒着に起因する腸管狭窄症状が認められるもの)	
	軽微な腹壁癒痕ヘルニア、腹壁ヘルニア、鼠径ヘルニア又は内ヘルニア (腹圧が強くなるとときにヘルニア内容が脱出・膨隆するもの)	
	膵臓の外分泌機能又は内分泌機能のいずれかに障害があるもの	
	慢性肝炎 (AST,ALTが基準値を超えない範囲にあるものに限る)	
	小腸切除による消化吸収障害 (残存空・回腸100~300cm)	
	小腸皮膚瘻 (常時パウチ等は要しないが、明らかに小腸内容が漏出するもの)	
	大腸皮膚瘻 (常時パウチ等は要しないが、明らかに大腸内容が漏出するもの)	
	大腸のほとんどを切除したもの又は結腸の全てを切除したもの	
	軽度の便秘	
	便失禁 (明らかに便失禁が認められるもの)	
	胃の全部亡失	
	胃の一部亡失 (ダンピング症候群若しくは逆流性食道炎又は消化吸収障害があるもの)	
一側のじん臓を失い、軽度のじん機能低下		
尿禁制型尿路変向術 (禁制型尿リザボアを除く)		
中等度の排尿障害		
尿失禁 (パッドを要しないもの)		
頻尿		
尿道カテーテル留置		
産道狭窄		
心筋梗塞		

胸腹部臓器の障害認定基準

障害等級 (労働能力 喪失率)	障害の状態	検討部会
第12級 (14%) 一時金 156日分	腹壁ヘルニア(に伴う疼痛)	腹部
	鼠径ヘルニア(に伴う疼痛)	
	臍口に残る癒痕による性交痛	泌尿器 生殖器
第13級 (9%) 一時金 101日分	ひ臓を摘出したもの	腹部
	胆のうを摘出したもの	
	胃の一部亡失	
	軽度のじん機能低下	泌尿器 生殖器
	一側のじん臓を失ったもの	
	一側の睾丸亡失	
	一側の卵巣亡失	
第14級 (5%) 一時金 56日分	軽微な腓液瘻(に伴う疼痛)	腹部